

委託森林経営管理事業「森林経営ソリューション事業」実施要領

施行 令和2年6月1日

(目的)

第1条 土地所有者が森林経営の採算悪化を背景とした森林の経営への意欲の低下、また、世代交代等による森林への関心の薄れによる、森林の整備や木材生産活動の停滞、及び森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。今般の森林経営がかかえる問題を解消するため、林業公社が経営管理について委託を受け、森林の資産価値を可視化し、整備に関する業務支援、経営管理に携わる。

(対象森林)

第2条 対象森林は、県内に所在し、次の1号から4号に掲げる条件を満たし、林業公社が管理経営することが適当と認められる森林とする。

- (1) 契約単位は1団地概ね3ha以上の森林とする。ただし、林業公社が管理する森林と集約化が図れる森林、車道及び林道等が接続している森林についてはこの限りではない。
- (2) 樹種はスギ及びヒノキで、林齢が30年生(7齢級)を超えた森林とする。
- (3) 林分材積表により地位指数が高く、なお且つ林道や作業道が近く地利が良いと判断される場所とする。
- (4) 抵当権その他これに準ずる権利が設定されていない森林とする。
- (5) 前1号から4号の条件によらない場合は、別に協議して決定することができる。

(事業内容)

第3条 この森林経営ソリューション事業(以下「ソリューション事業」という。)は次に掲げる委託内容とする。

- (1) 森林情報の提供
- (2) 森林資産評価の提供
- (3) 森林管理計画、方法の提案
- (4) 森林の境界確認、面積測量、資源量調査、標識等の設置
- (5) 伐採方法、路網計画等の森林施業方針の作成

- (6) 木材の搬出、販売業務
- (7) 森林保全に関する森林巡視業務
- (8) 森林法第11条に規定する「森林経営計画」の作成業務
- (9) 補助金等の交付申請業務
- (10) その他経営管理に必要な事項

2 前項の委託項目は、森林の現況に応じて選択することができる。

(見積依頼)

第4条 土地所有者から見積依頼があったときは、当該土地及び森林の内容等について、「森林経営ソリューション事業予定地調査要領」に基づき調査する。

(採択の決定)

第5条 委託採択可否の決定は、前条の調査結果に基づいて判断するものとする。

2 当該森林で事業収益が見込まれる森林である場合、事業の採択を決定することについて、業務依頼決定通知書(様式第4号)にて通知する。

(提案書)

第6条 前条第2項により事業の採択が決定したときは、対象林分について、事業収支シミュレーション[提案書](様式第5号)を作成し、土地所有者に提示する。

なお、事業収支シミュレーションに用いる経費は、公社標準作業費、収入は過去の取引実績により試算する。

(委託)

第7条 前条の提案書内容について土地所有者が承諾し、委託依頼書(様式第6条)の提出があったときは、ソリューション事業の委託を受けるものとする。

(契約)

第8条 委託契約は、ソリューション事業契約書(様式第7号)により行うものとする。その内容は対象森林の経営管理及びその附帯事業とする。

(期間)

第9条 契約期間は、原則10年間とする。ただし、適用する法制度の要件を満たす範囲で短縮することができる。

(資産評価)

第10条 森林資産評価方法は、事業実施に係る林産販売収入等の経営収入及び補助金、奨励金等の経営外収入から、森林整備費、路網開設費・補修費、林産（運搬・荷役）費等の販売経費を差し引いた額を、資産評価額とする。

2 前項の適用は「公社林産物販売における評価要綱」に基づき「立木評価（主伐）価格算定書」による。

(費用の負担区分)

第11条 事業に係る費用の負担の内、事業に係る森林整備費、路網作設・補修費、林産（運搬・荷役）費等の販売経費、調査測量費、業務委託費は林業公社とする。

2 対象森林に対する公租公課、森林保険料は土地所有者とする。

3 契約期間内においての対象森林の改修、補修については双方協議の上決定する。

(森林保険)

第12条 森林保険は、対象森林における事業実施後の森林保険への加入を基本とする。なお、林業公社は土地所有者へ加入の指導に努めるものとする。

(施業基準)

第13条 施業基準は、分収林の森林施業の基準と育林体系を適用するが、手遅れ林分については別に定める。

(収益分配)

第14条 収益分配は、別に定める「ソリューション事業収益分配率設定基準」により決定するものとする。

(補助金等の申請及び受領)

第15条 ソリューション事業に対する補助金、奨励金等は林業公社が申請し、これを受領し事業費に充当するものとする。

(事業等の実施)

第16条 事業の実施、並びに庶務、会計処理等については、林業公社経理規程・分

収林事業業務処理要領並びに分収林事業請負作業実施要綱等に準ずる。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。